

第 77 号

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について  
熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成31年2月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例  
熊本県住民基本台帳法施行条例（平成14年熊本県条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第1中5の項を8の項とし、4の項を6の項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 市町村長又は教育委員会	市町村の条例による学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設に進学し、又は在学する者に対する奨学資金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの
---------------	---

別表第1中3の項を5の項とし、2の項を3の項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 市町村長	市町村の条例による地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第2項の病院事業における使用料又は手数料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
--------	--

別表第1中1の項の次に次の1項を加える。

2 市町村長	市町村の条例による公営住宅法（昭和26年法律第193号）第16条第1項に規定する公営住宅の家賃の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
--------	--

別表第2中21の項を22の項とし、14の項から20の項までを1項ずつ繰り下げ、13の項の次に次の1項を加える。

14 熊本県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年熊本県条例第48号）による同条例第10条第1項の使用料又は手数料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（提案理由）

県内の市町村の執行機関に対して住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を提供する事務及び住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用する県の事務を追加する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。